

# 国民健康保険（国保）への 届け出は済みましたか？

## 就職・退職した人は変更手続きを

就職して新しく社会保険に加入した人や、退職して社会保険をやめた人は、国保への届け出（変更手続き）が必要です。

自動的に変更されることはありませんので、忘れずに手続きを行いましょよう。

### 届け出が必要な人は

① 就職して社会保険に加入した人

今まで国保に加入していた場合は、国保をやめる手続きを行います。国保と社会保険の両方の保険証を持って、手続きを行ってください。

② 退職して社会保険をやめた人

国保に加入する手続きを行います。退職した日付が分かるもの（離職票や健康保険資格喪失連絡票など）を持って、手続きを行ってください。

### 年金を受け取る人は退職者医療制度の届け出を

退職して国保に加入する人で、

一定の条件に当てはまる人とその家族（被扶養者）は、65歳になるまでの間、国保の退職者医療制度で医療を受けることとなります。

退職して年金を受け取る人は、次の条件を確認して、届け出てください。

① 退職者医療制度の対象者は

● 国保に加入している人

● 65歳未満の人

● 厚生年金や各種共済組合などの年金を受け取る人で、その

加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人

※国民年金は除く。

② いつまでに届け出をするの

年金受給権の発生後、年金証書が届いた日の翌日から14日以



旭市イメージアップキャラクター「あさぴー」

### 届け出は支所でも

● 年金証書

● 国保の保険証

各種届け出は、保険年金課および各支所で受け付けています。都合の付く場所で手続きを行ってください。

#### 問い合わせ先

保険年金課国民健康保険班

☎ 62・5331

## 届け出は14日以内に済ませましょう！

区分	内容	必要なもの
国保に加入するとき	転入してきたとき	転入手続きのときに申し出をしてください
	会社の保険をやめたとき	離職票や健康保険資格喪失連絡票など
	子どもが生まれたとき	父母の保険証
国保をやめるとき	転出するとき	保険証 ※転出手続きのときに申し出をしてください
	会社の保険に入ったとき	会社の保険証と旭市の保険証
	死亡したとき	保険証 ※窓口で喪失の申し出をしてください
そのほか	保険証の紛失、汚損により再交付を受けるとき	届け出者の本人確認ができるもの（運転免許証など）
	修学のため、ほかの市区町村へ転出するとき	保険証、在学証明書
	退職者医療制度に加入するとき	保険証、年金証書

新規加入／手續終了後、保険証を窓口で交付します。

一部加入・一部喪失／必要なものについて交換しますので、世帯全員の保険証を持ってきてください。

全部喪失／世帯全員の保険証を返却してください。